

配偶者やパートナーからの 暴力に悩んでいませんか？

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、絶対に許されません。

殴る、蹴るだけが暴力ではありません

暴力というと殴ったり、蹴ったりという身体的なものをイメージしがちですが、心を傷つけたり、生活するうえで悪影響を及ぼせば、それも「暴力」です。

- 身体的暴力** 殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、突き飛ばす、刃物で脅す など
- 精神的暴力** 馬鹿にする、無視する、大声で怒鳴る、発言させない など
- 性的暴力** 性行為の強要、避妊に協力しない、無理やりわいせつな写真を撮る など
- 経済的暴力** 生活費を渡さない、家計を厳しく管理し金銭的な自由を与えない など
- 子どもを利用した暴力** 子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅かす など
- 社会的暴力** 友人や親戚などとの付き合いを制限する、電話やメールの内容を細かくチェックする など

交際相手からの暴力は「デートDV」です

デートDVは、高校生や大学生の間でも起こります。このような「暴力」を愛情だと受け入れていませんか？
デートDVはエスカレートすると、ストーカー行為や暴行・傷害へとつながるおそれもあります。悩んでいる友達が身近にいたら、ぜひ相談を勧めてください。



「デートDV」チェックリスト

- 「ばか」などと、傷つ呼び方をする
- 携帯電話の着信履歴やメール、LINEのチェックをする
- 自分の予定を優先させないと、無視したり、不機嫌になったりする
- 思い通りにならないと、怒鳴ったり責めたり脅したりする
- いつもおごらせる
- 無理やり性的な行為を強要する

DVが子どもに与える深刻な影響

子どもの目の前でDVが行われる「面前DV」は児童虐待にあたります。面前DVを経験した子どもは、ふさぎ込んで他人の顔をうかがうようになることがあります。また、暴力で問題を解決しようとして、非行に走ったりする場合があります。さらに、学力低下や不登校など、面前DVが与える影響は非常に深刻です。子どものためにもぜひ相談してみてください。



ひとりで悩まないで、まずは相談を!!

相談は
無料です

相談機関名	電話番号	受付時間
福井県生活学習館 (ユニー・アイふくい)	☎0776-41-7111 ☎0776-41-7112	火～日9:00～16:45
福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課	☎0776-24-6261	月～金8:30～17:15 ※夜間電話相談(毎日)17:15～22:00
福井健康福祉センター	☎0776-36-2857	月～金8:30～17:15
坂井健康福祉センター	☎0776-73-0609	
奥越健康福祉センター	☎0779-66-2076	
丹南健康福祉センター	☎0778-51-0034	
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	☎0778-22-4135	
二州健康福祉センター 若狭健康福祉センター	☎0770-22-3747 ☎0770-52-1300	
県警本部 警察安全相談室	#9110または ☎0776-26-9110	毎日24時間対応
男性DV電話相談 ※DV被害を受けている男性のための相談専用電話です。	☎080-8690-0287	毎月第2土曜日 9:00～16:00



福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課

〒910-8580 福井市大手3-17-1

TEL0776-20-0319 FAX0776-20-0632 E-mail joseikatuyaku@pref.fukui.lg.jp